

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法	
規制の名称	インサイダー取引に関連する規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局市場課	電話番号: 03-3506-7039 e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年6月17日	
事前評価時の想定との比較	事前評価時、インサイダー取引事案においては、会社関係者等からの情報受領者が違反行為を行っているものが多く、また上場会社の公募増資に際し、引受け主幹事証券会社からの情報漏えいに基づくインサイダー取引事案も生じていた状況にあり、こうしたインサイダー取引の発生を防止するため、不正な情報伝達・取引推奨行為をいかに抑止していくかが重要な課題となっていた。このため、情報伝達・取引推奨規制(以下「当該規制」という。)を導入したほか、事前評価時の金融・企業実務を踏まえ、①公開買付け等に係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大、②公開買付け等事実の情報受領者が行う一定の取引に係る適用除外、③重要事実を知っている者との取引に係る適用除外(以下「その他の規制(①・②・③)」という。)を導入した。その後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は特段生じていないと考えられるところ、不正な情報伝達・取引推奨行為は、未公表の重要事実に基づく取引が行われる蓋然性を高めるとともに、内部者に近い特別の立場にある者にのみ有利な取引を可能とする点等で、証券市場の公正性・健全性に対する投資家の信頼を損なうおそれがあり、また、その他の規制についても、規制が廃止された場合は、証券市場への弊害が生じると考えられることから、当該規制の必要性は認められる。	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、情報伝達・取引推奨行為に対する規制に対応するため、企業において、内部情報を適切に管理するための体制整備に係る費用が発生するものの、当時も、企業において内部情報管理体制は相当程度整備されていると考えられたため、その影響は限定的であることが想定されていた。当庁が複数の上場会社にヒアリングしたところ、当該規制に伴う社内のインサイダー取引管理規程の改訂や社内周知等の対応は生じていたものの、事前評価時の想定のとおり、基本的には、既存のインサイダー取引管理体制で対応できており、新たな管理体制を構築する等の特段の費用は生じていなかった。また、その他の規制については、①は特段の費用は発生していないと考えられ、②③は、費用が減少していると想定されるが個別の事例に応じて異なることから、遵守費用の把握は困難と考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	当該規制については、事前評価時、「現行の規制においても情報受領者による未公表の重要事実に基づく取引は規制対象とされており、こうした規制の遵守状況を確認する中で、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の遵守状況の確認も相当程度可能であるため、追加的な費用の発生は限定的である」としていたところ、実際も、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の遵守状況の確認に新たな費用が発生している状況にはない。また、その他の規制については、他の規制を含めた金融規制全般について、その遵守状況を一体としてモニタリングしていることなどから、本規制の見直しに伴う行政費用のみを抜き出して把握することは困難であると考えられる。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	証券監視委においては、当該規制が導入された平成26年4月以降、同規制に違反しているものがないかについても調査を行っているところ、平成29年度までに、他人に対して利益を得させる等の目的で情報伝達・取引推奨を行い、当該他人が伝達された重要事実等に基づいて取引を行っていたことが判明した者12名(11事案)について、情報伝達・取引推奨規制違反による課徴金納付命令勧告を行っている。その他の規制については、いずれも規制の内容から、効果の定量化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	上記のとおり、証券監視委は、情報伝達・取引推奨規制違反により、12名(11事案)に対して課徴金納付命令勧告を行ったところ、課徴金額の合計は、2,175万円となっている。その他の規制については、いずれも規制の内容から、効果の定量化は困難である。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該規制に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。	事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方、同行為が摘発可能となったことで、より一層のインサイダー取引の未然防止が図られ、証券市場の公正性・健全性に対する一般投資家の信頼の確保に寄与したものと考えられる。他方、インサイダー取引の摘発件数は減少しておらず、情報受領者が違反行為者の事案の割合は、各年度件数の約半数と高い割合で推移していることから、引続き当該規制による摘発を積み重ねて、当該規制の周知徹底と注意喚起を図っていくことにより、インサイダー取引を減少させる必要がある。その他の規制についても、遵守費用及び行政費用は限定的である一方、企業買収に関する公正な競争や有価証券取引の円滑が図られる等の一定の効果が認められる。よって、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。	
備考		